公　告

諸　事　項

職員の免職処分

喜連川社会復帰促進センター矯正処遇部（作業部門）　　法務事務官（看守）　中野　　貴
国家公務員法第78条第３号により免職する。
平成 23 年 11 月９日
喜連川社会復帰促進センター長　易田　英明

工 場 財 団

三重県桑名市大字森忠465番地の４**ヤマモリ株式会社**の工場財団に三重県桑名市陽だまりの丘六丁目103番地ヤマモリ株式会社桑名大山田事業所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成 23 年 11 月 24 日
津地方法務局桑名支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 11 月 24 日
中部地方整備局長　足立　敏之
1　処分をした年月日　平成23年11月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中電不動産株式会社　石原　　正　愛知県名古屋市南区浜中町２－４－２　国土交通大臣許可（特―21）第9530号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年８月17日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 11 月 24 日
中部地方整備局長　足立　敏之
1　処分をした年月日　平成23年11月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ミック　大山　永吉　愛知県名古屋市南区元塩町三丁目18番地　国土交通大臣許可（般―19）第14380号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年９月30日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 11 月 24 日
中部地方整備局長　足立　敏之
1　処分をした年月日　平成23年11月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東海物産株式会社　青木　貴行　三重県四日市市高角町2997番地
国土交通大臣許可（特―19）第11915号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年９月28日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 11 月 24 日
中部地方整備局長　足立　敏之
1　処分をした年月日　平成23年11月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　烏森電気株式会社　大谷　　満　愛知県名古屋市中村区岩塚町三丁目34番地　国土交通大臣許可（般－18）第14111号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年10月３日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 11 月 24 日
中部地方整備局長　足立　敏之
1　処分をした年月日　平成23年11月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社愛北工務店　紺谷　　満　愛知県岩倉市大地町野辺59番地
国土交通大臣許可（般―20）第22874号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、塗装工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年10月７日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 11 月 24 日
中部地方整備局長　足立　敏之
1　処分をした年月日　平成23年11月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大建創業　中井　克巳　愛知県一宮市猿海道一丁目９－７　シャイニングⅡ103　国土交通大臣許可（般―21）第23153号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年10月20日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２３年（家）第７０９８６号
三重県名張市桔梗が丘４番町４街区62番地
申立人　髙橋　豊子
本籍大阪市都島区都島北通１丁目20番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区桜ヶ丘４丁目６番10号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日平成21年６月16日、出生の場所佐賀県佐賀郡金立村、出生年月日昭和20年12月24日、職業不詳
被相続人　亡　池元　三郎
事務所大阪市北区西天満３丁目14番６号　センチュリー西天満ビル４階
相続財産管理人　弁護士　大西　悦子
大阪家庭裁判所
平成２３年（家）第１０５１号
東京都文京区本郷３丁目18番14号
申立人　三菱ＵＦＪ住宅ローン保証株式会社
本籍大阪府堺市西区浜寺諏訪森町東１丁31番地、最後の住所大阪府大阪狭山市大野台１丁目９番13号、死亡の場所大阪府大阪狭山市、死亡年月日推定平成23年３月10日、出生の場所大阪府堺市､出生年月日昭和21年５月17日、職業不詳
被相続人　亡　峠　　一
事務所大阪市北区西天満３丁目10番３号　ＹＳＲ西天満ビル５階
相続財産管理人　弁護士　野田　英二
大阪家庭裁判所堺支部